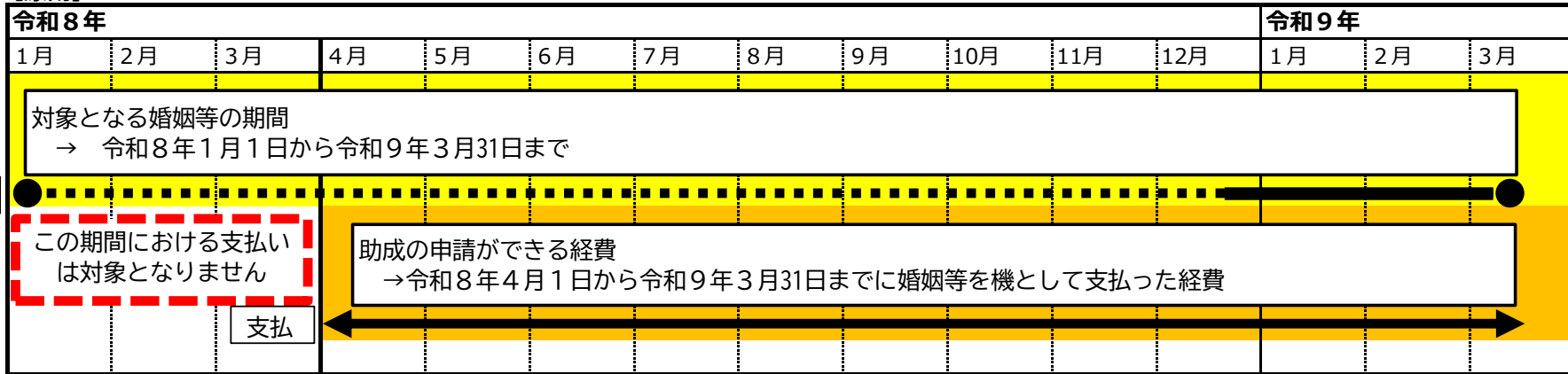


【令和8年度名古屋市結婚新生活支援事業・継続助成制度の考え方】

【原則】



令和8年度における継続助成制度
(令和8年1月から3月に婚姻等した方が対象)

令和8年1月から3月の間に婚姻等をした方は、令和7年度に引き続き、令和8年度も本事業の対象世帯となります。令和7年度に本助成金を助成された場合であっても、助成額が年代区分に応じた助成上限額に満たなかった世帯は、令和8年度においても、助成上限額の範囲内で申請いただくことが可能です。

【想定事例】婚姻日時点で35歳の夫婦（助成上限額30万円）が令和8年1月に婚姻をし、2月に賃貸物件へと引越を行い、同居開始した場合

